

# 「平成29年度税制改正 配偶者控除・配偶者特別控除見直し」による主な変更点



配偶者控除等申告書の書き方が複雑でわからない…

## 控除額が改正されました!

従来		改正後	
<b>配偶者控除</b>			
①	給与所得者の年収による制限無	▶	給与所得者の所得が900万円(年収1,120万円)を超えると年収額に応じて段階的に控除額が減額
②		▶	給与所得者の所得が1,000万円(年収1,220万円)を超えると適用無
<b>配偶者特別控除</b>			
③	配偶者の所得が76万円(年収141万円)未満に適用	▶	配偶者の所得が123万円(年収201万円)以下に適用
④	給与所得者の所得が1,000万円(年収1,220万円)以下に適用	▶	給与所得者の所得が900万円超(年収1,120万円超)から控除額が徐々に減額され、所得が1,000万円(年収1,220万円)を超えると適用無

## 平成30年以後の配偶者控除・配偶者特別控除の控除額

	給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与等の収入金額)	【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額		
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
	123万円超	0円	0円	0円

## 申告書が2枚に分かれました!

- 配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受ける場合には配偶者控除等申告書の提出が必要になります。  
→従来1枚で済んでいた申告書の回収は、2枚に増えることとなります(翌年の扶養控除等申告書も合わせると最大で3枚の回収に!)
- 配偶者控除等申告書には配偶者の給与所得に加え、従業員様の給与所得記入が必要になります。  
→配偶者控除・配偶者特別控除の適用は、従業員様・配偶者両方の所得要件が課される為、確認事項が増え、配偶者の所得や従業員本人の所得まで、これまで必要なかった事項についてもすべてを細かく記入する必要があるため、従業員様への説明・周知が必要となります。

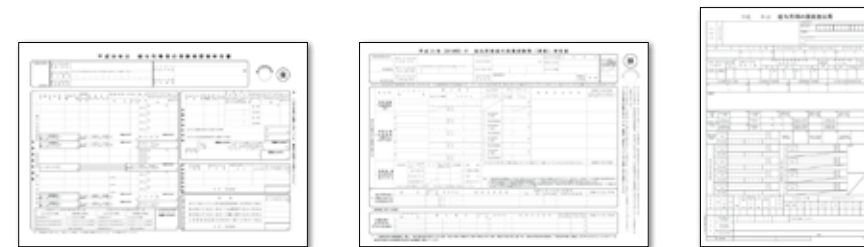
詳細は  
**3・4**  
ページへ

改正前	改正後(平成30年分から)
給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書	給与所得者の保険料控除申告書 給与所得者の配偶者控除等申告書

## ★従業員様へ説明する時間を軽減★ チェック

配偶者控除等申告書はとにかく書き方が複雑です。説明や質問に答える時間に多くを費やすことが予測されますので、ぜひ**3・4ページをコピーして**従業員様への説明にご活用ください。

## 保険料控除申告書、扶養控除等(異動)申告書、源泉徴収票が変更になります



詳細は  
**5~7**  
ページへ

## ★年末調整時の注意点★ NEW

- 様式の変更(配偶者控除等申告書、保険料控除申告書、扶養控除等(異動)申告書、源泉徴収票)
- 配偶者控除と配偶者特別控除の適用を受けたい従業員様に、2種類の書類を提出するよう周知
- 従業員本人と配偶者の見積もり所得の記入が必要

※年末調整に関する給料王の詳しい操作方法は  
マニュアル・年末調整やることナビをご参照ください。